宮崎県公報

令和２年９月３日（木曜日） 第 135 号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭１丁目６番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） １年 44,400円

目次

頁

告示

○指定障害福祉サービス事業者の指定（２件）…（障がい福祉課）１
○民有林の保安林の指定（３件）…………………（自然環境課）２
○民有林の保安林の指定解除（２件）……………（　〃　）２
○道路の区域の変更（６件）………………………（道路保全課）２
○道路の供用の開始（４件）………………………（　〃　）３
○道路の占用を制限する区域の指定………………（　〃　）４
○土砂災害警戒区域の指定の解除…………………………（砂防課）４
○土砂災害警戒区域の指定…………………………………（　〃　）５
○土砂災害特別警戒区域の指定……………………………（　〃　）５
○屋外広告物講習会の運営に関する事務の委託…（都市計画課）５
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………（建築住宅課）６

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………（商工政策課）６
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………（　〃　）６
○技能検定（後期）の実施…………………………（雇用労働政策課）７
○土地改良区の役員の就退任の届出………………（農村整備課）９
○土地改良区の清算人の退任の届出………………（　〃　）９
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示……（河川課）10
○都市計画の変更図書の写しの縦覧（２件）……（都市計画課）10
○屋外広告物講習会の開催…………………………（　〃　）10
○入札公告……………………………………………………………10

告示

宮崎県告示第 699号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第１項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510300926	就労定着支援事業所ワンステップ	延岡市恒富町２丁目11番２	社会福祉法人高和会	延岡市北方町角田字川平丑1369番地35	令和２年９月１日	就労定着支援

宮崎県告示第 700号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第１項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510300918	自立生活援助事業所クローバー	延岡市恒富町３丁目６番１	社会福祉法人高和会	延岡市北方町角田字川平丑1369番地35	令和２年９月１日	自立生活援助

宮崎県告示第 701号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　民有林の保安林の所在場所　東臼杵郡椎葉村大字不土野字椿株82－18

２　指定の目的　水源の涵（かん）養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は択伐による。

字椿株82－18（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 702号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第２項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　民有林の保安林の所在場所　小林市須木鳥田町字松尾3218－39、3253－１

２　指定の目的　落石の危険の防止

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 703号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第２項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　民有林の保安林の所在場所　小林市須木鳥田町字古屋敷3429－38、3429－39

２　指定の目的　落石の危険の防止

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 704号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　解除に係る民有林の保安林の所在場所　串間市大字市木字山ノ口2986－56

２　民有林の保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養

３　解除の理由　道路用地とするため

宮崎県告示第 705号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　解除に係る民有林の保安林の所在場所　西臼杵郡日之影町大字見立字若松山3052－26

２　民有林の保安林として指定された目的　干害の防備

３　解除の理由　道路用地とするため

宮崎県告示第 706号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和２年９月３日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
207	県道	岩戸延岡線	延岡市桑平町 333番３地先から同市同町 297番ハ地先まで	旧	6.3～9.9	248.8
				新	7.7～12.2	248.3

宮崎県告示第 707号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和２年９月３日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町菅原字馬峰未 999番４地先から同市同町菅原同字未 999番丁の２地先まで	旧	3.6〜9.8	123.1
				新	9.1〜16.6	123.5

宮崎県告示第 708号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和２年９月３日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町菅原字椎葉内未1451番36地先から同市同町菅原字菅原未1218番乙地先まで	旧	3.9〜11.7	256.1
				新	7.8〜19.4	256.4

宮崎県告示第 709号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和２年９月３日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
235	県道	樫原細見線	延岡市小川町5234番５地先から同市同町5240番24地先まで	旧	10.1〜15.9	40.5
				新	13.1〜21.4	37.0

宮崎県告示第 710号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和２年９月３日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
325	県道	福王寺佐土原線	西都市大字岩爪字払谷2599番１地先から同市同大字同字2602番１地先まで	旧	11.0〜21.7	53.2
				新	11.0〜16.5	53.2

宮崎県告示第 711号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和２年９月３日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
338	県道	大久保木崎線	宮崎市大字熊野字今江 10118番７地先から同市同大字同字 10202番８地先まで	旧	5.7〜6.8	25.6
				新	6.4〜8.2	25.6

宮崎県告示第 712号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和２年９月３日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市桑平町 333番３地先から同市同町 297番ハ地先まで	令和２年９月３日

宮崎県告示第 713号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和２年９月３日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町菅原字馬峰未 999番４地先から同市同町菅原同字未 999番丁の２地先まで	令和２年９月３日

宮崎県告示第 714号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和２年９月３日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町菅原字椎葉内未1451番36地先から同市同町菅原字菅原未1218番乙地先まで	令和２年９月３日

宮崎県告示第 715号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和２年９月３日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
235	県道	樫原細見線	延岡市小川町5234番５地先から同市同町5240番24地先まで	令和２年９月３日

宮崎県告示第 716号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第１項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和２年９月３日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	延岡市北川町長井字野鶴60番１地先から同市同町長井同字60番１地先まで

２　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

３　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

４　占用の制限の開始の期日

令和２年９月３日

宮崎県告示第 717号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、平成19年宮崎県告示第 432号、平成20年宮崎県告示第66号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

市町村名	地　区　名	土砂災害警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国 富 町	十 日 町 東	Ⅰ－１－0948	急傾斜地の崩壊
	川　上　１	Ⅰ－１－0953	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 718号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

市町村名	地　区　名	土砂災害警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国 富 町	十 日 町 東	Ⅰ－１－0948	急傾斜地の崩壊
	川　上　１	Ⅰ－１－0953	急傾斜地の崩壊
	平 原 － １	Ⅰ－１－3358	急傾斜地の崩壊
	平 原 － ４	Ⅱ－１－5858	急傾斜地の崩壊
	平 原 － ８	Ⅱ－１－5875	急傾斜地の崩壊
	平 原 － ９	Ⅱ－１－5876	急傾斜地の崩壊
	籾 木 － ２	Ⅱ－１－5829	急傾斜地の崩壊
	籾木－２－新①	Ⅱ－１－5829－新①	急傾斜地の崩壊
	八　重　尾	Ⅱ－１－5830	急傾斜地の崩壊
	中　別　府	Ⅲ－１－9543	急傾斜地の崩壊
	十日町東－１	Ⅲ－１－9553	急傾斜地の崩壊
	籾 木 － ３	Ⅲ－１－9557	急傾斜地の崩壊
	籾 木 － ４	Ⅲ－１－9558	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 719号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

市町村名	地　区　名	土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国 富 町	十 日 町 東	Ⅰ－１－0948	急傾斜地の崩壊
	川　上　１	Ⅰ－１－0953	急傾斜地の崩壊
	平 原 － １	Ⅰ－１－3358	急傾斜地の崩壊
	平 原 － ４	Ⅱ－１－5858	急傾斜地の崩壊
	平 原 － ８	Ⅱ－１－5875	急傾斜地の崩壊
	平 原 － ９	Ⅱ－１－5876	急傾斜地の崩壊
	籾 木 － ２	Ⅱ－１－5829	急傾斜地の崩壊
	籾木－２－新①	Ⅱ－１－5829－新①	急傾斜地の崩壊
	八　重　尾	Ⅱ－１－5830	急傾斜地の崩壊
	中　別　府	Ⅲ－１－9543	急傾斜地の崩壊
	十日町東－１	Ⅲ－１－9553	急傾斜地の崩壊
	籾 木 － ３	Ⅲ－１－9557	急傾斜地の崩壊
	籾 木 － ４	Ⅲ－１－9558	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 720号

宮崎県屋外広告物条例（平成５年宮崎県条例第13号）第34条第２項の規定により、同条第１項に規定する講習会の運営に関する事務を次のとおり委託する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　委託の相手方

宮崎市恒久４丁目２番16

宮崎県広告美術協同組合

２　委託期間

令和２年９月３日から令和２年11月13日まで

宮崎県告示第 721号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要（メートル）		指定年月日
			幅員	延長	
（小林）2020－3	株式会社小堀不動産代表取締役小堀貴志	小林市南西方字熊迫 124番40	6.1	52.10	令和２年８月18日

公　　告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から４月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マルイチ一の宮店

宮崎市一の宮町64－２

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルイチ　代表取締役　髙木大

日向市江良町四丁目 110番地３

３　当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルイチ　代表取締役　髙木大

日向市江良町四丁目 110番地３

４　大規模小売店舗の新設をする日

令和３年４月20日

５　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,100㎡

６　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

⑴　駐車場の位置及び収容台数

建物２階　19台（駐車場①）

北側隔地　42台（駐車場②）

合計　61台

⑵　駐輪場の位置及び収容台数

建物北東側　11台（駐輪場①）

建物北西側　17台（駐輪場②）

隔地駐車場側　６台（駐輪場③）

合計　34台

⑶　荷さばき施設の位置及び面積

建物北東側　23.10㎡（荷さばき施設①）

建物２階　56.00㎡（荷さばき施設②）

合計　79.10㎡

⑷　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物２階　16.71㎥（廃棄物保管施設①）

建物２階　14.51㎥（廃棄物保管施設②）

合計　31.22㎥

７　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

⑴　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻　午前９時　　閉店時刻　午後11時

⑵　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前８時30分から午後10時まで（駐車場①）

午前８時30分から午後11時30分まで（駐車場②）

⑶　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

４箇所　建物東側及び北側隔地駐車場

⑷　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時から午前９時まで（荷さばき施設①）

午前６時から午後８時まで（荷さばき施設②）

８　届出年月日

令和２年８月19日

９　届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

⑴　場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

⑵　期間

令和２年９月３日から令和３年１月４日まで

10　意見書の提出先及び期間

⑴　提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

⑵　期間

令和２年９月３日から令和３年１月４日まで

11　意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から４月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス串間店

串間市大字西方6809番２　外

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社　代表取締役　辻田泰徳

東京都千代田区麹町五丁目１番地１

３　変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）芙蓉総合リース株式会社　代表取締役　辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目３番23号
（変更後）芙蓉総合リース株式会社　代表取締役　辻田泰徳
東京都千代田区麹町五丁目１番地１
４　変更の年月日
令和２年６月１日
５　変更する理由
設置者の住所変更のため
６　届出年月日
令和２年８月24日
７　届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
⑴　場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
⑵　期間
令和２年９月３日から令和３年１月４日まで
８　意見書の提出先及び期間
⑴　提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
⑵　期間
令和２年９月３日から令和３年１月４日まで
９　意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第２項の規定により、令和２年度技能検定試験（後期）を次のとおり実施する。
令和２年９月３日
宮崎県知事　河　野　俊　嗣
１　実施職種
⑴　特級
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造
⑵　１級及び２級
造園（造園工事作業）、さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、縫製機械整備（縫製機械整備作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図ＣＡＤ作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
※電気機器組立て（シーケンス制御作業）は学科試験のみ実施。
⑶　３級
造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図ＣＡＤ作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
※電気機器組立て（シーケンス制御作業）は学科試験のみ実施。
２　実施等級等
特級、１級、２級及び３級（各等級の実施職種は、１のとおりとする。）
３　技能検定試験の実施期日、実施場所等
⑴　実技試験
ア　実施期日
実技試験は、令和２年12月４日（金曜日）から令和３年２月21日（日曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。
イ　実施場所
実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。
ウ　手数料
実技試験の手数料は、次のとおりとする。
全職種　18,200円
35歳未満の者が２級又は３級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。
全職種　9,200円
35歳以上の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が３級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。
全職種　12,100円
35歳未満の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が３級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。
全職種　3,100円
上記に定める年齢は、当該技能検定の実施年度の４月１日における年齢とする。
エ　問題の公表
実技試験問題は、令和２年11月27日（金曜日）以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。
⑵　学科試験
ア　実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検　　定　　職　　種	実施期日
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業【１・２級】）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）及びガラス施工（ガラス工事作業）	令和３年１月24日（日曜日）
特級全職種、造園（造園工事作業【３級】）さく井（ロータリー式さく井工事作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、機械・プラント製図（機械製図ＣＡＤ作業）及び家具製作（家具手加工作業）	令和３年１月31日（日曜日）
機械検査（機械検査作業【３級】）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、縫製機械整備（縫製機械整備作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）	令和３年２月７日（日曜日）
機械加工（普通旋盤作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業【３級】）	令和３年２月11日（木曜日）
造園（造園工事作業【１・２級】）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業【１・２級】）	令和３年２月14日（日曜日）

イ　実施場所
　学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。
ウ　手数料
　全職種　3,100円
※令和２年度後期技能検定（実技試験及び学科試験）は、今後の新型コロナウイルス感染症を巡る状況によっては中止又は延期となる場合がある。その場合は、手数料を返還する。

4　受検申請の手続
⑴　提出書類
ア　技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
イ　実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
ウ　本人確認書類の写し
　次の(ア)から(カ)までに掲げるいずれかの書類の写しであること。
(ア)　運転免許証、マイナンバーカード（個人番号が記載されている箇所を黒塗りすること。）、日本パスポート（写真欄）、住民票その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
(イ)　特別永住者証明書
(ウ)　健康保険被保険者証
(エ)　生徒手帳、学生証又は在学証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
(オ)　在留カード
(カ)　外国パスポート（写真欄と日本国査証欄）
⑵　提出先
　宮崎県職業能力開発協会　宮崎市学園木花台西２丁目４番地３号
⑶　受付期間
　令和２年10月５日（月曜日）から令和２年10月16日（金曜日）まで
⑷　受検申請に関する注意事項
ア　申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会において交付する。
イ　本人確認書類の写しを申請書の裏面貼付欄に貼り付けること。
ウ　申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
　なお、申請書を郵送する場合は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。
エ　実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写しを申請書に添えて提出すること。

5　手数料の納付方法等
⑴　実技試験の手数料の額（18,200円。ただし、減免の対象となる者が実技試験を受検する場合は３に掲げる額。）及び学科試験の手数料の額（ 3,100円）の領収証を申請書に添えて納付すること。
⑵　手数料は、銀行振込により納付すること。
⑶　実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。
⑷　申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6　合格の発表等

⑴　実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

⑵　技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、令和３年３月19日（金曜日）に県庁本館前掲示板に公示する。

⑶　技能検定合格証書等の交付

特級、１級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、２級及び３級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、１級の技能検定の合格者には１級技能士章を、２級の技能検定の合格者には２級技能士章を、３級の技能検定の合格者には３級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

７　その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地　宮崎市橘通東２丁目10番１号（県庁８号館３階）

電　話　0985（26）7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地　宮崎市学園木花台西２丁目４番地３号

電　話　0985（58）1570

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　就任した役員

役　名	氏　名	住　所
理　事	樽見一寛	児湯郡川南町大字川南 18318番地
理　事	鴫田政義	児湯郡川南町大字川南3238番地
理　事	甲斐隆功	児湯郡川南町大字川南 18288番地
理　事	間野雄一	児湯郡川南町大字川南 14513番地13
理　事	久家康一	児湯郡川南町大字川南2043番地16
理　事	網代宗章	児湯郡川南町大字平田3420番地
理　事	姫野康彦	児湯郡川南町大字川南 18925番地1
理　事	今井芳洋	児湯郡川南町大字川南5787番地２
理　事	河野浩一	児湯郡川南町大字川南 10508番地1
理　事	河野　徹	児湯郡川南町大字川南8965番地１
理　事	日髙昭彦	児湯郡川南町大字川南 13680番地1
理　事	河野正和	児湯郡都農町大字川北4874番地２
監　事	黒木玲二	児湯郡都農町大字川北1828番地１
監　事	阿部芳治	児湯郡川南町大字平田3025番地６

（任期：令和６年８月５日まで）

２　退任した役員

役　名	氏　名	住　所
理　事	清水通治	児湯郡川南町大字川南 18247番地３
理　事	井尻惠雄	児湯郡川南町大字川南 26195番地１
理　事	樽見一寛	児湯郡川南町大字川南 18318番地
理　事	間野雄一	児湯郡川南町大字川南 14513番地13
理　事	湯地信一	児湯郡川南町大字川南 25273番地６
理　事	阿部芳治	児湯郡川南町大字平田3025番地６
理　事	染川良昭	児湯郡川南町大字川南 18688番地
理　事	井上浩一郎	児湯郡川南町大字川南5199番地1193
理　事	河野浩一	児湯郡川南町大字川南 10508番地１
理　事	河野　徹	児湯郡川南町大字川南8965番地１
理　事	日髙昭彦	児湯郡川南町大字川南 13680番地１
理　事	河野正和	児湯郡都農町大字川北4874番地２
監　事	網代宗章	児湯郡川南町大字平田3420番地
監　事	黒木玲二	児湯郡都農町大字川北1828番地１

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第４項において準用

する同法第18条第17項の規定により、山中土地改良区（小林市）の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　退任した清算人

氏　名	住　所
荒　武　辰　夫	小林市細野5489番地
黒　木　　薫	小林市細野5434番地１
坂　口　正　美	小林市細野5247番地
齋　藤　洋　光	小林市細野1851番地の１
堂　籠　哲　生	小林市細野5249番地13

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　河川の名称
　一級河川大淀川水系八重川
２　河川管理施設の名称又は種類
　左岸堤防
３　河川管理施設の位置
　宮崎市大字恒久字横町5091番４地先から宮崎市大字恒久字西原5138番１地先まで
４　管理を行う者の氏名及び住所
　名称　道路管理者　宮崎市
　住所　宮崎市橘通西１丁目１番１号
　代表者の氏名　宮崎市長　戸敷　正
５　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面の維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
６　管理の期間
　令和２年９月３日から道路の存続する日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　都市計画を定める者の名称
　宮崎市
２　都市計画の種類及び名称
　宮崎広域都市計画地区計画
　宮崎西インターチェンジ周辺地区地区計画
３　縦覧場所
　宮崎県県土整備部都市計画課
　宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　都市計画を定める者の名称
　宮崎市
２　都市計画の種類及び名称
　宮崎広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
　宮崎西インターチェンジ周辺地区
　一団地の津波防災拠点市街地形成施設
３　縦覧場所
　宮崎県県土整備部都市計画課
　宮崎県宮崎土木事務所

宮崎県屋外広告物条例（平成５年宮崎県条例第13号）第34条第１項の規定により、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　開催の日時
　令和２年10月30日（金曜日）午前10時から午後５時まで
２　開催の場所
　宮崎市橘通西１丁目１番２号
　宮崎市民プラザ　４階大会議室
３　講習科目
⑴　広告物等に関する法令
⑵　広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の方法に関する事項
⑶　広告物等の施工に関する事項
４　受講の手続
　講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に額面金額 2,200円の宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）と写真（縦５センチメートル、横４センチメートル）を貼り、宮崎県広告美術協同組合（郵便番号 880－0913　宮崎市恒久４丁目２番16）に提出すること。
５　申込期限
　令和２年10月26日（月曜日）
６　その他
　詳細については、宮崎県広告美術協同組合（電話0985（63）3231）に問い合わせること。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和２年９月３日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　競争入札に付する事項
(1)　借入物品及び数量　業務サーバ機器　一式
(2)　借入物品の特質等　仕様書のとおり
(3)　契約期間　令和３年３月１日から令和８年２月28日まで
(4)　納入場所　仕様書のとおり
(5)　入札方法　(1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料を含む。）の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100分の10に相当する金額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　契約に係る特約事項
(1)　この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第２条第１項第１号の規定による契約であり、県は上記１の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは本件契約を解除するものとする。
ア　本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
イ　本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
(2)　県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3　競争入札に参加する者に必要な資格
　この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
(1)　物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
(2)　納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
(3)　納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
(4)　本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
(5)　納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)から(4)までを履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
(6)　経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
(7)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４の規定に該当しない者であること。
(8)　会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4　入札参加者に求められる義務
　入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める競争入札参加申請書等を令和２年10月23日（金）までに下記12の場所に提出（持参又は送付とするが、送付にあっては書留郵便又はそれと同等の手段に限り、令和２年10月23日（金）午後５時必着とする。）しなければならない。ただし、納入する物品が仕様を満たすか、令和２年９月30日（水）までに警察本部要求所属に提出し、確認を受けること。また、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出すること。
　なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5　契約条項を示す場所及び期間
(1)　場所　宮崎県警察本部警務部会計課用度係
(2)　期間　令和２年９月３日（木）から令和２年10月26日（月）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。午前９時から午後５時まで）

6　入札説明書及び仕様書の交付
(1)　場所　宮崎県警察本部警務部会計課用度係
(2)　期間　令和２年９月３日（木）から令和２年９月30日（水）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。午前９時から午後５時まで）

7　入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
(1)　提出場所　宮崎県警察本部警務部会計課用度係
(2)　提出期限　令和２年10月26日（月）午後５時
(3)　提出方法　持参又は送付（送付にあっては書留郵便又はそれと同等の手段に限り、令和２年10月26日（月）午後５時必着とする。）

8　入札及び開札の場所及び日時
(1)　場所　宮崎県警察本部１階 102会議室
(2)　日時　令和２年10月27日（火）午後１時30分

9　入札保証金
　宮崎県財務規則第 100条の規定による。

10　入札の無効に関する事項
　宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

11　落札者の決定の方法
　予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12　契約に関する事務を担当する部局
　宮崎県警察本部警務部会計課用度係　宮崎市旭１丁目８番28号
　郵便番号 880－8509　電話番号0985（31）0110

13　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨

14　その他
(1)　この競争入札による調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

⑵　特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

⑶　その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15　Summary

⑴　Nature and quantity of the product to be purchased:A rental contract of the Duties server apparatus, complete set

⑵　Time limit for tender: 5:00 p.m. 26 October, 2020

⑶　Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.
TEL: 0985-31-0110